

## 2. 主要事項に関する検討状況等

### (6) 第3期介護保険事業（支援）計画等について



## (6) 第3期介護保険事業（支援）計画等について

### ア 第3期介護保険事業（支援）計画等の基本的考え方について

介護保険制度の見直しについて、先般、社会保障審議会介護保険部会において「介護保険制度の見直しに関する意見」が取りまとめられたところであり、その中で①介護予防の推進、②痴呆ケアの推進、③地域ケアへの展開が新たな高齢者保健福祉施策の方向として掲げられている。

これを踏まえ、今後、介護保険制度の見直しを具体化していくこととなるが、第3期介護保険事業（支援）計画等の作成に当たっては、新たに次のような事項を盛り込む必要がある。

#### (ア) 市町村介護保険事業計画

##### ①介護予防の推進に関する事項

a 介護予防拠点の整備

b 新予防給付および市町村事業の実施に関する事項

##### ②生活圏域の設定及び生活圏域ごとのサービス見込量

##### ③地域密着型サービスの整備に関する事項

##### ④地域包括支援センター（仮称）の設置に関する事項

#### (イ) 都道府県介護保険事業支援計画

##### ①専門性の向上及び人材の確保

##### ②情報開示の標準化事業の実施

### イ 第3期介護保険事業（支援）計画等の今後のスケジュールについて

現時点で想定される介護保険事業（支援）計画等の作成に関する国のスケジュールは、次のとおりである。

時 期	事 項
平成 16 年度	
10月	・ 生活圏域の設定及び介護保険事業の運営状況の分析 ・ 評価のモデル例の提示
11月	・ 参酌標準の基本的考え方の提示
12月	・ 事業（支援）計画作成の基本的考え方を提示
2月	・ <u>介護保険法等の改正法案国会提出（予定）</u>
3月	・ <u>17年度予算成立</u>
平成 17 年度	
法案成立後	・ 基本指針の一部改正（告示）

ウ 第3期介護保険事業計画作成に当たって、市町村で必要となる作業の周知徹底

市町村が第3期介護保険事業計画（以下、「第3期事業計画」という。）を作成するに当たっては、介護保険制度の見直しを踏まえた内容となるため、第2期介護保険事業計画の作成時に行った作業とは異なる作業が必要となると考えられる。

現時点においては、例えば以下のような作業が必要となると想定されるので、市町村に対して周知徹底を図るとともに、適切な助言等をお願いしたい。

(ア) 介護保険事業の運営状況の分析、評価

事業計画作成の前提条件として、介護保険事業の運営状況の分析と評価を行うことが必要である。このため、市町村全域及び生活圏域における介護保険サービスの利用実態及び給付費の現状を把握し、分析評価することが必要である。

なお、その際、既に分析結果も含めて各市町村に配布している「介護政策評価支援システム」の活用も考慮されたい。

(イ) 生活圏域の設定

第3期事業計画は、住み慣れた地域でのサービス利用を可能とする観点から、市町村内をいくつかに区分した「生活圏域」を基本として定めることが必要である。

「生活圏域」は、小学校区、中学校区、旧行政区、独自の考え方により設定する圏域など、市町村の面積、人口、地域の特性などを踏まえた様々な設定方法が考えられる。

「生活圏域」の設定については、10月に開催する全国介護保険担当課長会議において具体例をお示しすることとしており、各市町村では、それも参考にしながら、地域特性を踏まえた生活圏域を設定することとなる。

(ウ) 要介護認定者数等及び各サービスの見込量の推計

- ・ 高齢者人口、要介護（要支援）認定者数、痴呆性高齢者数、新予防給付の対象となる者の数、施設サービスの利用対象となる者の数及び地域密着型サービスの利用対象となる者の数
- ・ これらの数の推計を踏まえた新予防給付、施設サービス、地域密着型

サービス、在宅サービス及び市町村事業に関するその利用見込量の推計が必要である。

#### (エ) 厚生労働省としての作業支援

(ウ) の事項については、第一義的には、介護保険事業の運営状況の分析及び評価や、当該市町村における介護サービスの提供に関する施策方針等を踏まえながら、各市町村で責任を持って推計することが原則となるが、推計の方法等については、厚生労働省として一定の方法をお示しすることができるかどうかは、現在検討中である。

なお、政策判断が入る余地が小さく、機械的に算出できるような事項（例：総給付費を基にした保険料額の算定の方法など）については、第2期介護保険事業計画作成に当たって厚生労働省からお示しした簡易な計算ソフト（いわゆるワークシート）を配布する方向で検討しているところである（ソフトを配布した場合においても、使用するか否かは、市町村の判断にゆだねられるものである）。

#### エ 地域福祉計画との整合性

第3期事業計画に沿って介護サービス基盤の整備を進めるに当たっては、地域密着型サービスの導入などにより、身近な生活圏域で高齢者の「生活の継続性」が確保されるようなサービス体制の整備を目指すこととなる。そのためには、介護保険などのフォーマルなサービスに加えて、見守りや助け合いなどのボランティアのような住民の自発的活動によるインフォーマルなサービスの活用が不可欠である。

こうした、住民をはじめとする地域の社会資源を開発・普及し、フォーマルなサービスとの連結を図るのが地域福祉計画である。

合併を予定している市町村を中心に相当数の市町村において、平成17年度以降、社会福祉法の規定に基づく地域福祉計画の策定が予定されている。

第3期事業計画の作成に当たっては、高齢者の生活圏域での生活の継続性の視点から、地域福祉計画作成担当部局と十分に連携を図りながら、両計画を整合性を持って作成する必要があるので、周知をお願いしたい。

#### オ 被保険者・受給者の範囲に関する社会保障審議会介護保険部会での議論との関係

被保険者・受給者の範囲に関しては、今月以降、引き続き社会保障審議会介護保険部会において議論が進められることとなっている。このことは、第3期事業計画の作成にも大きな影響があることから、同部会における議論の進捗状況と、これに対応する第3期事業計画作成上の留意事項については、逐次情報提供をすることとしている。

